

○総務省令第五十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十九日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよ様に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

(継続利用割引等の提供状況報告)
 第二条の七 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十の八により、継続利用割引等(契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に提供される移動電気通信役務の料金の減免その他の経済的利益(当該契約において当該利益の提供を約し、又は約させる場合に限る。)をいう。以下同じ。)の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告)

第四条の五 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の五により、対象設備の購入等を行うこと又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること(新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含む。以下同じ。)を条件とした利用者に対する経済的利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(在庫端末等の購入等を条件とした利益の提供状況報告)

第四条の六 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の六により、電気通信事業法施行規則第二十二條の二の十六第一項第二号イからハまでに規定する利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第20の8 (第2条の7関係)

継続利用割引等の提供状況報告

年度第 四半期	事業者名 法人番号
---------	--------------

[注1 略]

2 「提供件数」及び「提供額」の欄には、継続利用割引等の提供件数及び提供額の合計数をそれぞれ月別に記載すること。

[3～5 略]

様式第23の5 (第4条の5関係)

対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告 (施行規則第22条の2の16第1項第2号等関係)	年度第 四半期
--	---------

(継続利用割引等の提供状況報告)
 第二条の七 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十の八により、継続利用割引等(契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に提供される移動電気通信役務の料金(付加的な機能の料金を除く。)の減免その他これと同等の利益をいう。以下同じ。)の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告)

第四条の五 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の五により、移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること(移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していることとなるものを含む。以下同じ。)及び対象設備の購入等を行うことを条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること(新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含む。以下同じ。)を条件とした利用者に対する経済的利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(在庫端末等の購入等を条件とした利益の提供状況報告)

第四条の六 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の六により、電気通信事業法施行規則第二十二條の二の十六第一項第二号イからハまでに規定する利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第20の8 (第2条の7関係)

継続利用割引等の提供状況報告

年度第 四半期	事業者名
---------	------

[注1 同左]

2 「提供件数」及び「提供額」の欄には、移動電気通信役務の提供に関する契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に対して行われる経済的利益の提供件数及び提供額の合計数をそれぞれ月別に記載すること。

[3～5 同左]

様式第23の5 (第4条の5関係)

対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告 (施行規則第22条の2の16第1項第2号等関係)	年度第 四半期
--	---------

[1・2 略]

事業者名
法人番号

[注1～4 略]

- 5 「1 対象設備の購入等を条件としたもの」の「経済的利益」の項には、対象設備の購入等をすることを条件とした利用者に対する経済的利益の提供件数及び提供額の合計数を記載すること。
- 6 「1 対象設備の購入等を条件としたもの」の「対象設備の購入等代金の割引」の項には、対象設備の購入等をすることを条件とした利用者に対する対象設備の購入等代金の割引の件数及び割引額の合計数を記載すること。

[7～10 略]

様式第23の6 (第4条の6関係)

在庫端末等の購入等を条件とした利益の提供状況報告
(施行規則第22条の2の16第1項第2号イからハまで関係)

年度第 四半期

事業者名
法人番号

区分	件数				額			
	月	月	月	月	月	月	月	月
電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(1)								
電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(2)								
電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(3)								
電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号ロ								
電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号ハ								
参考事項								

[注1～6 略]

[割る]

[1・2 同左]

事業者名

[注1～4 同左]

- 5 「1 対象設備の購入等を条件としたもの」の「経済的利益」の項には、移動電気通信業務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること及び対象設備の購入等をすることを条件とした経済的利益の提供件数及び提供額の合計数を記載すること。
- 6 「1 対象設備の購入等を条件としたもの」の「対象設備の購入等代金の割引」の項には、移動電気通信業務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること及び対象設備の購入等をすることを条件とした対象設備の購入等代金の割引の件数及び割引額の合計数を記載すること。

[7～10 同左]

様式第23の6 (第4条の6関係)

在庫端末等の購入等を条件とした利益の提供状況報告
(施行規則第22条の2の16第1項第2号イからニまで関係)

年度第 四半期

事業者名

区分	件数				額			
	月	月	月	月	月	月	月	月
電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(1)								
電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(2)								
電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(3)								
電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号ロ								
電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号ハ								
電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号ニ								
参考事項								

[注1～6 同左]

7 電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号ニの規定に基づき利益の提供を

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>約し、又は約させた場合には、「電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号ニ」の項に当該利益の提供件数及び提供額の合計数を月別及び区分別に記載すること。</p>
<p>7 [略] 8 [略]</p>	<p>8 [同左] 9 [同左]</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行し、報告期限がこの省令の施行の日以後である報告から適用する。